

令和5年度（2023年度）居宅サービス等利用円滑化交付金申請について

○交付対象

居宅介護支援の提供を受けていない要介護（予防）被保険者に対し、指定居宅介護支援事業者に属する介護支援専門員が住宅改修事前申請に係る「住宅改修理由書」の作成を行ったときに1件につき2,000円を交付する。

※実績月に居宅介護支援の提供を受けていない（他の在宅サービスを利用していない）こと。
（実績月とは…住宅改修事前審査票を市に提出した月。改修工事が終了していなくても提出できます。）

○申請方法

次のとおり3か月ごとに申請してください。

※1枚の申請書、実績報告書に3か月分を記載してください。

令和5年度（2023年度）

4月	}	実績分	申請期限	令和5年7月末
5月				
6月				
7月	}	実績分	申請期限	令和5年10月末
8月				
9月				
10月	}	実績分	申請期限	令和6年1月末
11月				
12月				
1月	}	実績分	申請期限	令和6年3月末
2月				
3月				

※居宅介護サービス等利用円滑化交付金は、年度を越えて交付することはできません。

3月末までに提出が難しい場合は、介護保険課までご連絡ください。

申請漏れがある場合は、同年度内で随時受け付けます。